

令和5年度 第1回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会 会議録

会議名称	令和5年度第1回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会
開催日時	令和5年7月6日 午後1時30分～午後3時30分
開催場所	佐倉市役所 議会棟全員協議会室
出席者等	<p>委員：稲阪会長、岡本副会長、大久保委員、中澤委員、篠塚委員、 佐野委員、黒部委員、松原委員、鈴木委員、土屋委員、 岡崎委員、木村委員、成嶋委員（村中委員代理）、下野委員 （久保委員代理）、宮秋委員</p> <p>※欠席：西脇委員</p> <p>事務局：福祉部 山本部長 障害福祉課 松澤課長、日暮副主幹、土屋主査、平野主査、 井上主事</p>
議題	<ol style="list-style-type: none">① 改正障害者差別解消法の施行に向けた取り組みについて② 第7次障害者計画及び第7期障害者福祉計画の策定について③ 障害者からの相談等の現況について（非公開）④ 障害者虐待の現状について（非公開）

<会議の概要>

① 改正障害者差別解消法の施行に向けた取り組みについて

【事務局説明】

- 令和6年4月1日から、事業者（行政機関、民間事業者含む）は合理的配慮の提供が義務化される。
- ホームページ等を活用し、事業所向け・市民向け・その他（子ども向けなど）の周知を図っていく。

【委員意見】

- 事業所は具体的にどうしたらよいかわからないという声が多いため、本協議会を活用し講師派遣などを行っていくのはどうか。

<子ども向けの周知>

- 小学校の福祉教育として、当事者の話を聞く機会は障害理解を進めるうえで効果があるのではないか。
- 子ども向けのパンフレットを作成し、配布する時に先生から説明をしてもらうことは非常に有効的だろう。
- インクルーシブ教育は、障害者差別を根本的に是正する最大の施策になると考えられる。その実現に向け、小・中学校での福祉教育が大事になるだろう。

② 第7次障害者計画及び第7期障害福祉計画の策定について

<事務局説明>

- 12月までに次期計画の素案の作成を予定している。本協議会での意見を参考にしながら進めていきたい。

【会議経過】

① 改正障害者差別解消法の施行に向けた取り組みについて

(事務局)【資料1-1~4】

令和6年4月1日から民間事業者に、合理的配慮の提供が義務化されることになる。今回が初めての委員もいるので、障害者差別解消法についての説明と、本協議会での取り組みについての事務局案を説明する。

【資料1-1・2】

<障害者差別解消法とは>

[経緯]

- ・2014(平成16)年2月の障害者権利条約の締結に向けて整備された。
- ・2016(平成18)年4月 施行
- ・2019(平成31)年2月 法改正の検討開始
- ・2021(令和 3)年5月 改正障害者差別解消法の成立
- ・2024(令和 6)年4月 施行と国が定める改正基本方針の適用

[改正法の大きな柱]

事業者(行政機関、民間事業者含む)が、

- ・不当な取り扱いをしてはいけない「義務」…現行と変わらず
- ・合理的配慮の提供「義務」…「努力義務」から変更(R6.4.1~)

<本協議会の取組案>

令和4年度に商工会議所会員の皆様にご協力いただいて行ったアンケート調査により、障害者差別解消法の認知度が非常に低いことがわかった。また、事業所の皆様より「合理的

配慮の提供とはどのようなものか」、「具体的に何をしたらよいかを知りたい」などの意見があったことを踏まえ、以下の主な取組案を検討している。

- 事業所向けの周知

1. 市のホームページで事業所の対応に特化した情報と市民向けの情報を充実
2. 佐倉商工会議所様のご協力のもと、会報誌による周知
3. 工業団地連絡協議会への周知（登録企業約130社へのメールによる周知）
4. 事業所の対応要領モデルを作成（国の作成した対応指針を周知）
5. 事業所へのメールマガジン

（事前にご登録いただいたアドレスへ不定期で国通知等の情報を発信。）

6. 事業者が実施する研修等への参加

など

- 市民向けの周知

1. 市のホームページによる周知
2. こうほう佐倉（12月1日号）による周知
3. 障害者週間（12月3日～9日）を活用した市のイベント等での周知
4. 新成人へのリーフレット配布

など

- その他検討案

1. 啓発ポスターを制作し市内施設等へ掲示

→掲示場所についてご意見があれば伺いたい。

2. 子ども向けの周知（学校のホームルーム・福祉学習など）

子ども向けの周知については、皆様のご協力も必要になると思うので、何かご意見があれば伺い今後の検討材料にしていきたい。

【資料1-3】

事業者向けのホームページ掲載案について説明する。

- 事業所の定義について

→個人事業主やボランティア活動するグループも含まれる。

→対象にならない分野（雇用・就業関係）は、障害者の雇用の促進等に関する法律により障害者差別解消法と同様の規定が設けられている。

- 合理的配慮の提供について

→合理的配慮の提供には、建設的な対話が重要であるということが、国の基本指針に示されている。

→合理的配慮を行うために基礎となる環境の整備については、ハード面・ソフト面の両面において事業者が努めることとされた（努力義務）。

- 事業者求められることについて（最も周知すべきところ）

1. 障害を理由とする差別の禁止に係る具体的な取り組み（合理的配慮の提供など）
2. 相談窓口の整備
3. 差別解消に関する職員研修啓発を事業者として実施し、相談の対応する力を高める
4. 障害のある方にとってバリアとなる社内のルールやマニュアル等の見直しや整備（例えば、web 限定の申込の際に、障害者から申し出があれば電話申し込みでも可とするなど）

上記4点については、引き続き国の情報などを活用し、ホームページでわかりやすい形で周知していきたいと考えている。

その他、国土交通省で対応指針が示されているので、業種ごとにリンクページを掲載するなど、わかりやすい情報発信を目指す。なお、対応指針は現在平成29年3月のものが最新になっているが、今年の夏以降に改正される予定のため、新しい情報についても随時発信していきたいと考えている。

【資料1-4】

差別的取扱の防止や合理的な配慮の提供に関連するような内容についても、随時情報を発信していきたいと考えている。

- 身体障害者補助犬法について

→不特定多数が利用するような施設では、補助犬の同伴を拒むことはできないということを事業者の方に知っていただくことで、取り扱いが変わってくるのではないかと考える。

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について

→事業活動において、様々な方に対応できるようなツールを利用する等の、事業者の努力義務が定められている。

- 千葉県の広域専門指導員等の活動について

→条例や報告書などについて掲載することで、個別事案を解決する仕組みがあるということ周知していく。

- 障害者マークについて

→障害者の理解促進にもつながり、事業所がマークを見ただけでその意味がわかると、適切な対応につながるのではないかと考える。

議題①の説明は以上である。ご意見があれば伺いたい。

(会長)

以前に、ある事業所から合理的配慮の提供における職員研修について相談を受けたことがある。実施を検討しているが、講師の派遣依頼先や講師料等について、どうしたらよいかわからないといっていた。他の事業所においてもわからないことが多く、迷いが多いのではないかと思う。例えば、本協議会にいる委員から講師派遣をする、というのはいかがか。広報などを活用し、事業者が悩んでいることを周知していけると、多少は事業所の悩みを解決しているのではないかと思う。

また、小学校高学年・中学生の子どもに向けて、何か効果的な取り組みがあれば意見をいただきたい。

(委員)

子どもの夏休みの課題などで、標語やポスターなどを作成してもらうような案内は難しいのか。

(委員)

各学校にポスターなどを集めるように案内をしたとしても、学校ごとに様々な宿題があるため、量が多くなりすぎないように学校の判断により調整されるだろう。現時点で、人権作文は宿題として存在するが、障害者差別に特化したような取り組みは聞いたことがなく、アナウン

スもしていない。

(会長)

教育委員会との連携について事務局から何か意見はあるか。

(事務局)

できるだけ早い時期から、障害者差別について知っていただく機会は非常に大切だと考える。教育委員会には協力をいただきながら、何か取り組んでもらえるような仕組みを考えていきたい。

(委員)

市内の小・中学校で、障害理解というところで社会福祉協議会ボランティアセンターがコーディネートした福祉教育(授業)を実施している学校がある一方、実施していない学校もあるため、教育委員会でこの点について考えていただきたい。

また、前回のまちづくり点検において小中学生の参加者がおり、障害者と一緒にまちを見て回り、問題点について論議をした。実際に、障害者と接する時間を設ける一案として、まちづくり点検のようなイベントを検討していただくのもよい。

(会長)

委員が広域専門指導員として小中学校へ行かれることもあるかと思うが、何か子どもに対して有効的な訴え方などはあるのか。

(委員)

学校教育の中に様々な課題があるので、障害理解教育みたいなものをやるのはなかなか難しいと思う。福祉教育として当事者を呼んで話を聞くことが一番効果的だと思う。

私が広域専門指導員になってからの経験としては、小中学校のすべての学校に、「漫画でわかる障害者差別解消法」というものをクラスに置いてもらい、ホームルームで紹介してもらった。効果があったかは分からないが、料金もかからないのですぐできることである。

また、他市の例だが、小学４年生以上と中学生のすべての子どもに、市独自で作成した簡単なパンフレットを配布した。その内容は、障害理解のための簡単な説明が記載されており、特に精神障害とはどのようなものか、子どもにもわかるような言葉で表現されている。障害者差別解消法についても掲載し、「障害者の差別は法律に違反しますよ」というようなことが掲載されている。最後のページには、保護者に対して、何かお気づきの点があったら市役所に知らせてほしいといった案内を掲載している。子どもに配るときに、先生が何かコメントをすれば、かなり効果があるものではないかなと思う。

(委員)

佐倉市社会福祉協議会のボランティアセンターが作成をしている福祉教育の事例集という冊子を学校に配布するのが、有効ではないか。

令和４年９月障害者権利条約の批准検査において、国連から「インクルーシブ教育」「入所施設の地域移行」「成年後見制度」について指摘を受けている。特に「インクルーシブ教育」について、幼稚園の時から障害者と分け隔てなく教育していけば、障害者に対する差別的な考えは生まれなくなると考えるが、日本は未だそのような状況に至っていない。「インクルーシブ教育」の実現に向け大事になるのが、小・中学校での福祉教育であろう。「インクルーシブ教育」は、障害者差別を根本的に是正する最大の施策になると考える。

(委員)

精神障害者家族会会員の９割が統合失調症である。家族会で発達障害の勉強会をしているが、発達障害は小学生あたりで顕著にあらわれるので、いじめの対象になる。いじめ対策に取り組んでいければよい。

(会長)

今後も教育現場で障害者差別等に対して関心を持っていただきたい。

(委員)

事例集については昨年11月ごろに作成し市内の小中学校に配布した。学校からは、車椅子や耳の聞こえない人の話を聞きたいとの声が上がってきている。子どもたちには相手を思いやる気持ちや相手と一緒に対応する気持ちを、教育というスタンスで始めていけばよいと思う。基本は、「私たちのことを私たち抜きで決めないで(Nothing About us without us)」であると思う。福祉教育ではそのようなことを伝えていき、福祉教育で地域の輪が広がっていくことを目標にしていきたい。

(会長)

新たなことを始めるのではなく、今ある取り組みを連動させるなどにより、実施していくことがよいのではないか。専門家の派遣などは協議会の役割として担っていくとよい。

② 第7次障害者計画及び第7期障害者福祉計画の策定について

(事務局)【資料2】

今年度は、令和6年度以降の第7次第障害者計画及び第7期障害者福祉計画について検討を進めていく。

<第6次障害者計画>

- 基本目標の一つを「障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地

域づくり」として定め、その施策を「障害者理解の促進」「権利擁護の推進」「福祉教育の充実」の三本柱で進めてきた。

- 「権利擁護の推進」の事業として「差別解消に向けた取組の実施」については、来年度以降の計画策定でも引き続き本協議会を通じ、様々な関係機関とさまざまな連携をしながら進めていきたいと考えている。

<第5次障害者基本計画(国が策定)>

- 国が策定した第5次障害者基本計画の内容は、全自治体共通の課題としてとらえ、今後進めていくべき内容として示されている。今後の佐倉市の計画策定においても、皆様にご意見をいただきながら作成していきたいと考えている。

<改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取り組み等の推進>

- 事業者や市民への周知等について、引き続き取り組んでいくべき課題としてとらえている。次の計画においても皆様にご意見いただきながら、具体的に記載をしていきたい。

<行政等における配慮の充実>

- 行政機関の様々な場面において、皆様に合理的配慮の提供方法(障害に配慮した形の事務のすすめ方など)をお示ししていきながら、事業者に対して取り組みの周知を進めていきたい。

今年度は12月までに次期計画の素案を作成する予定である。本協議会での意見を参考にし、よりよい形で進められればと考えている。

(会長)

議題①で委員の皆様からいただいたご意見も踏襲しながら、計画策定を進めていただければよいだろう。また、他にご意見があれば、遠慮なく事務局へ知らせてほしい。

③ 障害者からの相談等の現況について(非公開)

※非公開※

④ 障害者虐待の現状について(非公開)

※非公開※

～閉会～